



5月に届く納税通知書で納付してください。
 ▶納付期限：5月31日(金) ▶問い合わせ 大田原県税事務所 ☎0287(23)4171

公共下水道が使用できる区域を公開しています

下水道が使用可能(供用開始)となった区域をホームページで公開しています。新たに使用可能となった区域は次のとおりです。

- ・黒磯地区 上厚崎、埼玉、東原、豊浦、鍋掛、島方のそれぞれ一部
- ・西那須野地区 上赤田、東赤田、南赤田、西赤田、井口、下永田6丁目、下永田7丁目、下永田8丁目、緑1丁目、緑2丁目のそれぞれ一部

〈供用開始区域になった場合〉

・速やかに下水道に接続してください
 ・くみ取りトイレを使用している人は、供用開始から3年以内に水洗トイレ(簡易水洗を除く)に改造することが法律で義務付けられています
 ※工事に必要な手続きは、市の指定工事店に相談してください。

〈受益者負担金制度の対象になります〉

受益者負担金制度とは、下水道が整備された区域の人たちが下水道建設費の一部を負担する制度です。
 ▼金額 土地の面積に対し、1㎡当たりの負担金額を乗じて得た金額
 ▼支払方法 5年間に分割して納付
 ※一括で納付する場合は、納付期日前に納付した納期数に応じて報奨金を

浄化槽の各種補助制度

下水道・農業集落排水に接続できない汚水の処理は、使用者が合併処理浄化槽を設置して行うこととされています。単独処理浄化槽(トイレの排水だけを処理する浄化槽)やくみ取り便槽では生活雑排水が処理されずに放流・浸透され、水質の悪化を招きます。補助金を活用し、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

浄化槽の規模 (住宅床面積)	①浄化槽設置整備事業補助金	②宅地内配管補助加算	③単独処理浄化槽等撤去費補助金
5人槽 (130㎡以下)	332,000円	上限30万円	単独処理浄化槽 上限12万円
7人槽 (130㎡超)	414,000円		くみ取り便槽 上限10万円
10人槽 (2世帯住宅)	548,000円		

※住宅床面積によって金額が変わります。

交付します。
 ▼問い合わせ
 ○函管理課 ☎(37)5100

〈①浄化槽設置整備事業補助金〉

生活排水も処理できる合併処理浄化槽の設置費を補助します。

- ▼要件
 - ・公共下水道事業計画区域と農業集落排水処理区域を除く地域に設置する
 - ・住宅に設置し処理能力が10人以下
 - ・浄化槽本体工事が始まる前に申請し、来年3月10日までに実績報告が完了する
 - ・設置場所に住所を置き、継続して住むことができる人

〈②宅内配管補助加算〉

家屋の建て替えや増改築をせず、単独処理浄化槽かくみ取り便槽を合併処理浄化槽に替える場合は、宅地内の配管切替工事に要する費用を、最大で30万円補助を加算します。

〈③単独処理浄化槽等撤去費補助金〉

単独処理浄化槽かくみ取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置するが下水道に接続する人を対象に、撤去費の一部を補助します。

▼要件

- ・住宅に設置してある単独処理浄化槽などを撤去後、適正に処分すること
- ・処理能力が10人以下の合併処理浄化槽を、公共下水道事業計画区域と農業集落排水処理区域を除く地域に設置するか、下水道に接続すること

▼補助金額

春の市民一斉美化運動

ごみのない、きれいなまちを目指しましょう。協力をお願いします。
 ▼とき 5月26日(日)(雨天決行)
 ※午前10時(塩原地区は午前9時30分)までに指定の集積所へ搬入。
 ▼内容
 道路脇などに捨てられたごみの回収
 ※家庭のごみは対象外です。
 ※ごみ袋は自治会を通じて配ります。
 自治会未加入者は次の窓口で配布。

▼配布場所

☒サーキュラーエコノミー課、☒西那須野支所、☒塩原支所、☒箒根出張所

▼問い合わせ

○サーキュラーエコノミー課 ☎(62)7301

福祉

障害者サポートアプリ「ココみる」配信中

障害福祉の情報を一元化し、必要な情報を分かりやすく提供するアプリ「ココみる」を導入しました。

▼主な機能

・障害種別ごとの支援制度の案内

単独処理浄化槽：最大12万円
 くみ取り便槽：最大10万円
 〈共通事項〉
 詳細な要件や補助対象区域は、問い合わせてください。

▼申し込み・問い合わせ
 ○函管理課 ☎(37)5213

5月の納税

5月31日(金)が納期限です

- 固定資産税 第1期
- 軽自動車税 第1期

～納税は便利な口座振替で～

○2月の火災と救急

火災		救急	
建物	2件	交通事故	22件
林野	1件	急病	305件
その他	4件	その他	132件
本年の累計	11件	本年の累計	1,010件

▶火災のテレフォンサービス ☎0287(22)0119

☒本庁舎(共聖社108-2)
 ☒西那須野庁舎(あたご町2-3)
 ☒塩原庁舎(中塩原1-2)

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

1日も早く公共下水道に接続しましょう

下水道に接続できる区域に建物を所有している人は、1日も早く下水道に接続してください。



〈下水道利用の利点〉

- 悪臭がなくなり、掃除が簡単です
- 蚊やハエの発生を防ぎ、地域の環境衛生の向上に役立ちます
- 安全・安心にトイレを使用できます

〈接続工事は指定工事店に〉

下水道接続の工事は、市が指定する工事店のみで行うことができます。排水設備の工事を行うときは、指定工事店へ直接申し込んでください。
 ※指定工事店は、市ホームページで確認できます。

〈工事資金の融資あつせん〉

接続工事の費用負担が軽くなるように、市内金融機関から資金を借り入れるときの利子を市が負担します。

▼融資あつせん限度額

改造工事1件につき60万円
 (アパートなどは80万円)

▼返済方法

60カ月以内の元金返済

▼問い合わせ

○函管理課 ☎(37)5213

浄化槽の維持管理は義務付けられています

浄化槽を利用する人は、保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが浄化槽法で義務付けられています。

〈保守点検〉

浄化槽の運転状況や放流水の確認、薬剤の補充などを行います。種類や大きさに応じて回数(一般家庭用浄化槽は年3～4回以上)が決まられていますので、県に登録している保守点検業者に委託してください。

〈浄化槽の清掃〉

年1回以上、許可清掃業者による汚泥を抜き取る清掃が必要です。
 ※保守点検業者・清掃業者は、県ホームページや☒管理課で確認できます。



〈法定検査(水質検査)〉

年1回義務付けられている「浄化槽の定期健康診断」です。保守点検や清掃の状況、水質を確認します。県内では、(一社)県浄化槽協会が指定検査機関になっています。

▼検査手数料 3300円

▼問い合わせ

○函管理課 ☎(37)5213

○法定検査の指定検査機関

(一社)栃木県浄化槽協会 ☎028(6)331650

雇用・資格

介護保険人材確保へ資格取得などの費用を助成

市内の介護保険事業所で働く人の資格取得や、研修の受講費用を助成します。



▼対象 資格取得・研修課程修了者本人または費用を負担した雇用者

▼助成額

- ①介護支援専門員資格取得費用 上限67400円
- ②介護福祉士資格取得費用 上限21700円
- ③介護職員初任者研修受講費用 上限5万円
- ④生活援助従事者研修受講費用 上限2万5千円

▼定員 各項目5名程度
 ▼申込期間 5月13日(月)～6月14日(金)
 ▼申し込み・問い合わせ

○高齢福祉課 ☎(62)7191